

継続

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿

警察庁丁暴発第87号
令和2年3月13日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定による官民競争入札及び民間競争入札から暴力団員等を排除するための事務処理要領について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第6項各号に規定する官民競争入札及び法第2条第7項各号に規定する民間競争入札（以下「官民競争入札等」という。）の落札者から法第10条第4号及び第6号から第9号までに定める者（以下「暴力団員等」という。）を排除するため、官民競争入札等を実施する地方公共団体から、都道府県警察に対して行う意見聴取等の要領については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の規定による官民競争入札及び民間競争入札から暴力団員等を排除するための事務処理要領について」（平成18年12月13日付け警察庁丁暴発第90号。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、この度、「通達（刑事局主管分）の整理について（通達）」（平成25年12月20日付け警察庁丁刑企発第243号、丁捜一発第126号、丁捜二発第157号、丁鑑発第1048号、丁企分発第150号、丁暴発第394号、丁薬銃発第300号、丁国捜発第102号、丁犯収発第86号）の発出により、旧通達が廃止されたことに伴い、本通達を発出することとしたので、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、地方公共団体以外の国の行政機関等による官民競争入札等からの暴力団排除に関する意見聴取等の対応は、当課で対応することとしているので申し添える。

記

1 法の趣旨

法は、法第2条第4項で定義する公共サービス（以下「公共サービス」という。）に関して、その実施を民間が担うことができるものは民間にゆだねる観点から、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を選定して官民競争入札等に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施することとし、民間の創意工夫を活かすことにより、限られた財源の中で、公共サービスの質を向上させることを目的としている。

2 暴力団排除の必要性

法の趣旨を踏まえ、民間事業者の創意工夫を活かすためには、可能な限り多くの民間事業者が入札に参加することが望ましいが、その一方で、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するためには、遵法心に欠けた者や信用を害するおそれの強い者を入札参加者から排除する必要がある。

官民競争入札等に暴力団員等を参加させ、暴力団員等が公共サービスを担うことになれば、公共サービスの質の維持向上が期待できないばかりか、業務そのものの適正化が損なわれ、行政に対する社会的信用を失墜することとなること等から、法は、法第10条第4号及び第6号から第9号に（第15条、第17条及び第19条において準用する場合を含む。）いわゆる暴力団排除条項を規定している。

3 官民競争入札等と同様の仕組みで行う競争入札

地方公共団体が行う業務のうち官民競争入札等の対象となるものは、法第2条第5項に規定する特定公共サービス（法律の特例が適用される業務）のうち、法第34条第1項に規定する業務に限られている。

しかし、地方公共団体は、特定公共サービス以外の業務であっても、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、条例又は規則に手続を規定すること等により、官民競争入札等と同様の仕組みで競争入札を実施することができる。このような競争入札を行う場合であって、暴力団排除に関する規定を設ける場合についても、落札者から暴力団員等を排除する必要性があることから内閣府との協議の上、これら双方を都道府県警察に対して行う意見聴取等ができることとする。

4 排除の対象

(1) 欠格事由（いわゆる暴力団排除条項のみ記載）

法第10条（第15条、第17条及び第19条において準用する場合を含む。）において、次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札等に参加することができないと規定している。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がアに該当するもの

ウ 法人であって、その役員のうちア又はイに該当する者があるもの

エ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

オ その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者として政令で定める者をいう。）がアからエのいずれかに該当する者

(2) 契約解除事由

ア 法に規定する契約解除事由

法第20条第1項（法第23条において準用する場合を含む。）の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者（以下「公共サービス実施民間事業者」という。）が上記4(1)の欠格事由に該当する場合には、法第22条第1項（法第23条において準用する場合を含む。）で、契約を解除できると規定されている。

イ 契約書に基づく契約解除事由

内閣府との協議により、官民競争入札等の落札者となった民間事業者と官民競争入札等を実施した地方公共団体又は国の行政機関等との間で交わす契約書に、公共サービス実施民間事業者が、

- 暴力団員を業務を統括する者又は従業者としている場合
- 暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有している場合

に該当することが判明した際、契約の解除ができる旨を規定することとされている。

5 事務処理要領

法は、官民競争入札等からの暴力団排除に関して、意見聴取及び意見陳述の規定を整備していないが、本通達の定めるところにより、官民競争入札等を実施する地方公共団体と連携を密にして、法の趣旨に従い、暴力団排除を実効あらしめることとすること。

(1) 欠格事由に係る意見陳述

ア 地方公共団体からの意見聴取

(ア) 意見を求められる都道府県警察及び担当部門

官民競争入札等を実施する地方公共団体を管轄する都道府県警察本部の暴力団対策主管課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）とする。

(イ) 地方公共団体が意見を求める方法

地方公共団体の官民競争入札等実施部局長等（以下「実施部局長等」という。）が、暴力団対策主管課長に対して意見を求める場合には、別紙1により作成した文書及び照会対象者の氏名カナ、氏名漢字、生年月日、性別をCSV形式（例えば、エクセル、アクセス等）により記録した電磁的記録媒体（以下「CD-R等」という。）により行うこととする。

なお、電磁的記録については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）を入力し、氏名カナ、氏名漢字、元号、年、月、日及び性別の間はカンマで区切り、照会を行うこととする。

例えば、昭和41年9月27日生まれの「公共五郎」について照会を行う場合には、「コキョウゴロウ, 公共五郎, S, 41, 09, 27, M」と、CD-R等に記録して照会を行うこととなる。

イ 意見陳述のための調査

- (ア) 暴力団対策主管課長は、実施部局長等から意見を求められた官民競争入札等参加者（以下「求意見対象者」という。）について、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務（以下「暴力団情報管理システム」という。）で暴力団員等該当事実の登録状況を確認すること。
- (イ) 求意見対象者が、暴力団情報管理システムにおいて、暴力団員等として登録されている場合は、当該登録内容が欠格事由に該当するか否かについて、認定資料等に基づき、必要な調査を行うこと。
- (ウ) 前記(イ)の場合において、認定資料の入手・登録を行った都道府県警察と意見を求められた都道府県警察が異なる場合には、意見を求められた都道府県警察は、認定資料の入手・登録を行った都道府県警察に連絡の上、当該認定資料の写しの送付を受けること。
- (エ) 暴力団対策主管課長は、前記(ア)から(ウ)までの調査を行った上、求意見対象者の欠格事由の有無について判断し、特段の事情がない限り意見照会を受けてから20日以内に実施部局長等に対して意見を述べること。

ウ 意見陳述の方法

都道府県警察からの意見陳述は、別紙3又は別紙4の記載例に準じた様式により文書で行うこと。

(2) 契約の解除に係る意見陳述

ア 地方公共団体からの意見聴取

- (ア) 意見を求められる都道府県警察及び担当部門
当該契約の解除に係る地方公共団体を管轄する暴力団対策主管課長とする。
- (イ) 地方公共団体が意見を求める方法
実施部局長等が、暴力団対策主管課長に対し意見を求める場合には、別紙2により作成した文書及び前記5の(1)のアの(イ)と同じく、CD-R等により行う。

イ 意見陳述のための調査

前記5の(1)のイと同様の調査を行うこと。

ウ 意見陳述の方法

都道府県警察からの意見陳述は、前記5の(1)のウと同じく、別紙3又は別紙4の記載例に準じた様式により文書で行うこと。

(3) 適当な措置をとるための意見陳述

暴力団対策主管課長は、公共サービス実施民間事業者について、前記4の排除対象に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、地方公共団体が、公共サービス実施民間事業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、実施部局長等に対し、その旨の意見を述べるができるものとする。

ア 意見を述べる都道府県警察及び担当部門

官民競争入札等を実施する地方公共団体を管轄する暴力団対策主管課長から実施部局長等とする。

イ 都道府県警察間の連携

各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外の地方公共団体における公共サービス実施民間事業者に関し、意見陳述を行う事由に該当する疑いがある情報を入手した場合には、当該地方公共団体を管轄する都道府県警察に当該情報を提供するとともに、これを受けた都道府県警察は、必要な補充調査等を行うなどその内容を十分に検討した上で、必要に応じ、当該官民競争入札等を実施する地方公共団体に対して意見陳述を行うこと。

ウ 意見陳述の方法

都道府県警察からの意見陳述は、別紙5の記載例に準じた様式により文書で行うこと。

エ 積極的な意見陳述の実施

各都道府県警察にあつては、これまでの事件検挙等各種警察活動を通じて得た情報を精査・分析し、この規定を積極的に活用して、効果的な意見陳述を行い、暴力団排除の推進に努めること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成26年7月3日

(有効期間：平成32年3月31日)

別紙については省略